

税の申告

正しく
お早めに



今年も税の申告時期になりました。申告しなかったために所得控除が受けられなくなったり、各種手当などの受給手続きが遅れたり、また、所得証明が出せないこともあり、必ず期限内に申告を済ませましょう。

市では

市・県民税

国民健康保険税

の申告の受付を行います

申告期間

2月17日(月)～3月16日(月)

★左の日程表をよくご確認ください。各会場へお越しください。(土日・祝日除く)

問合せ先 市役所 税務課
☎22・8106

申告が必要な方

- 令和2年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があった方が収入が全くなかった方または失業保険、遺族年金、障害年金の収入のみの方で、
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険(第1号被保険者)に加入している方または加入予定の方ならびにその世帯主(同世帯の方)の申告が必要な場合もあります。
- 国民年金保険料の免除・児童扶養手当等の支給を受けている方または受ける予定の方

▼障害者福祉・高齢者福祉に關して、所得に応じて助成額等が変わる制度を利用される方(同世帯の方)の申告が必要な場合もあります。

▼令和2年度に市内の幼稚園・保育園・認定こども園に在園する園児(予定も含む)の保護者の方、または、小規模保育事業を利用される児童(予定も含む)の保護者の方

申告する 必要のない方

● 税務署に所得税の確定申告をする方(確定申告は市・県民税の申告を兼ねています)

- 1か所からの給与収入のみで、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
- 公的年金収入(遺族年金・障害年金の収入を除く)のみで、各種控除を受けなくても市・県民税のかからない方
- 印鑑
- 令和元年分源泉徴収票(給与・年金収入がある方)
- 申告する方の本人確認書類(マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード+運転免許証など)
- 収入内訳書、帳簿、必要経費

申告に必要なもの

- 収入内訳書(営業等、農業、不動産収入のある方)
- ※事前に収支を計算してください。
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・小規模企業共済・生命保険料・地震保険料(または旧損害保険料)等の領収書または支払証明書
- 医療費控除明細書(医療費等を事前に計算した上で申告をお願いします)
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳(または障害者に準ずるとして市町村長が交付した認定書※左ページ「障害者控除」参照)
- 寄附金受領証明書(寄附金控除の申告をする方)

申告受付日程

2月中は主に各地区へ出張申告を行っています。市役所での申告は3月1日以降にお願いします。
※申告する所得の種類や内容によっては、税務署での申告をご案内する場合があります。
※農協では、農業所得の申告をする方のみを対象として受付を行います。

2月	とき	ところ
17日(月)	9:00~16:00	農協栗野支店
18日(火)	9:00~16:00	農協栗野支店
19日(水)	9:00~16:00	農協栗野支店
	9:30~11:30	愛発公民館
20日(木)	13:30~16:00	中郷公民館
	9:00~16:00	農協栗野支店
21日(金)	9:00~16:00	農協敦賀支店
25日(火)	9:00~16:00	農協敦賀支店
26日(水)	10:00~11:30	横浜公会堂
27日(木)	9:00~16:00	栗野公民館
28日(金)	9:00~15:00	栗野公民館

3月	とき	ところ
2日(月)		
3日(火)		農協栗野支店
4日(水)		農協栗野支店
5日(木)		農協本店
6日(金)		農協本店
9日(月)	9:00~16:00	市役所(4階講堂)
10日(火)		農協本店
11日(水)		農協本店
12日(木)		
13日(金)		
16日(月)		

《確定申告 出張申告会場》

税務署職員による出張申告会場を設置します。確定申告をされる方は、こちらの会場をご利用ください。

2月27日(木)・28日(金) 栗野公民館
3月2日(月)~6日(金) 市役所4階講堂

税務署の

確定申告会場は

2月17日(月)から!

税務署の確定申告会場の受付時間は、9時から16時です。会場の混雑状況により、16時前であっても受付を終了させていただく場合があります。

申告・納税期限
所得税 3月16日(月)
消費税 3月31日(火)
 問合せ先 敦賀税務署
 ☎22・1010

いつでもどこでも スマホで確定申告!

国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の「確定申告書作成コーナー」はパソコンやスマートフォン・タブレットを利用して、申告書を作成することができます。作成した申告書は、以下の方法で提出できます。

- ① 税務署発行の「ID・パスワード」をお持ちの方
- ② 「マイナンバーカード」をお持ちの方

確定申告書等作成コーナーにて作成した申告書データを、同コーナーの画面上から税務署に提出(送信)することができます。

③ 上記の①、②に該当しない方
確定申告書等作成コーナーにて作成した申告書データを印刷し、郵送等で提出できます。

確定申告の疑問など 電話でも答えられます

申告期間中、税務署では窓口の混雑が予想されます。確定申告に關する疑問・質問などは、まずは電話でご相談ください。

確定申告書等作成コーナーに 関するお問合せ

事前準備 送信方法、エラー解消などにお答えします。
 e-Tax・作成コーナー
 ヘルプデスク
 ☎0570001159001
 (全国一律市内通話料金)

マイナンバーカード利用時の 設定等のお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル
 ☎01200950178
 (通話料金無料)

受付時間 平日9時~17時
 ※受付時間は時期により延長する場合があります。

※上記の番号が利用できない場合は、☎030356385171(通常の通話料金)におかけください。

※右記の番号が利用できない場合は、☎05038181250(通常の通話料金)におかけください。

申告される方への お願い

申告期間中、会場は大変混雑合います。時間に余裕を持ってお越しください。また、次の方法で、スムーズな申告を行うことができます。

郵送での申告(市・県民税、 国民健康保険税申告)

郵送で申告する方は、申告書に必要事項を記入・押印し、添付書類とマイナンバーカードの両面または、通知カードと本人確認書類の写しを同封の上、税務課まで郵送してください。(申告書は、前年度申告のあった方に郵送しています。新規で申告する方は税務課までご連絡ください。)

「確定申告のお知らせ」 はがきを会場に持参する

税務署から「確定申告のお知らせ」はがき(左図)が届いている方は、申告時に持参いただくことで、申告書の作成がスムーズになります。

介護保険等を利用されている方は 税の申告で次の控除を受ける ことができます

☑ 社会保険料控除

対象：平成31年(令和元年)中に支払った介護保険料

申告には、介護保険料の領収書等、支払額の方が必要で、65歳以上の方で領収書を紛失された方、または、口座振替により納付している方は、市で納付額証明書を発行します。

☑ 障害者控除(障害者控除対象者認定)

障害者手帳等を持っていない方も、市の認定を受けて障害者控除を受けることができます。

対象要件：65歳以上で、要介護2以上の認定者
 ※ただし、要支援2・要介護1の方も対象になる場合があります。
 ※認定書の発行には1週間程度かかります。

☑ 医療費控除

対象：平成31年(令和元年)中に支払った介護費用等

① 介護保険施設・居宅サービスの介護費用

申告には「医療費控除対象額が記載された領収書」が必要となります。領収書に関しては、サービス事業所にご確認ください。

② 介護認定を受け、おおむね6か月以上寝たきり状態にある方のおむつの費用(介護用品支給券での補助分は除く)

申告には「おむつ代の領収書」と「おむつ使用証明書」等が必要となります。

※初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、主治医に「おむつ使用証明書」を記入してもらってください。(2年目以降で一定の要件を満たす方については、市で確認書を発行します)

問合せ先 長寿健康課 ☎22-8180

